



令和元年5月13日

公益社団法人日本精神科病院協会 御中

最高裁判所事務総局家庭局

平素は家庭裁判所の運営に御理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、当局におきまして、平成30年1月から12月までの後見制度支援信託等の利用状況等を取りまとめた資料を作成しましたので、御参考までにお送りいたします（なお、本資料の数値には、平成30年1月より当局において実情調査を開始した後見制度支援預貯金についての調査結果も含まれています。）。

なお、本資料は、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）の「裁判所について」の「公表資料」中、「裁判に関する情報」の「後見制度支援信託等の利用状況等について（平成30年から）」のコーナーに掲載しております。

(担当)

最高裁判所事務総局家庭局第二課家事手続第二係

電話代表 03-3264-8111内線4427

# 後見制度支援信託等の利用状況等について

- 平成30年1月～12月 -

最高裁判所事務総局家庭局

## はじめに

### 1 後見制度支援信託とは

後見制度支援信託は、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みであり、平成24年2月1日に導入された。後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となる。なお、後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。

### 2 後見制度支援預貯金とは

後見制度支援預貯金は、預貯金の払戻し等に家庭裁判所が発行する指示書を必要とする金融商品であり、後見制度支援信託に並立・代替する仕組みとして導入された。なお、後見制度支援預貯金の対象となるのは、後見制度支援信託と同じく、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない（未成年後見がその対象となるか否か、指示書を必要とする取引の内容等は各金融機関の商品内容によって異なる。）。

### 3 本資料について

本資料は、全国の家裁判所における後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金（以下、両者を合わせて「後見制度支援信託等」という。）の利用状況等を取りまとめたものである。

本資料における各数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある（従前の数値についても、必要に応じて所定の修正を行っている。）。なお、後見制度支援預貯金に関する当局実情調査は、平成30年1月から開始した。

グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

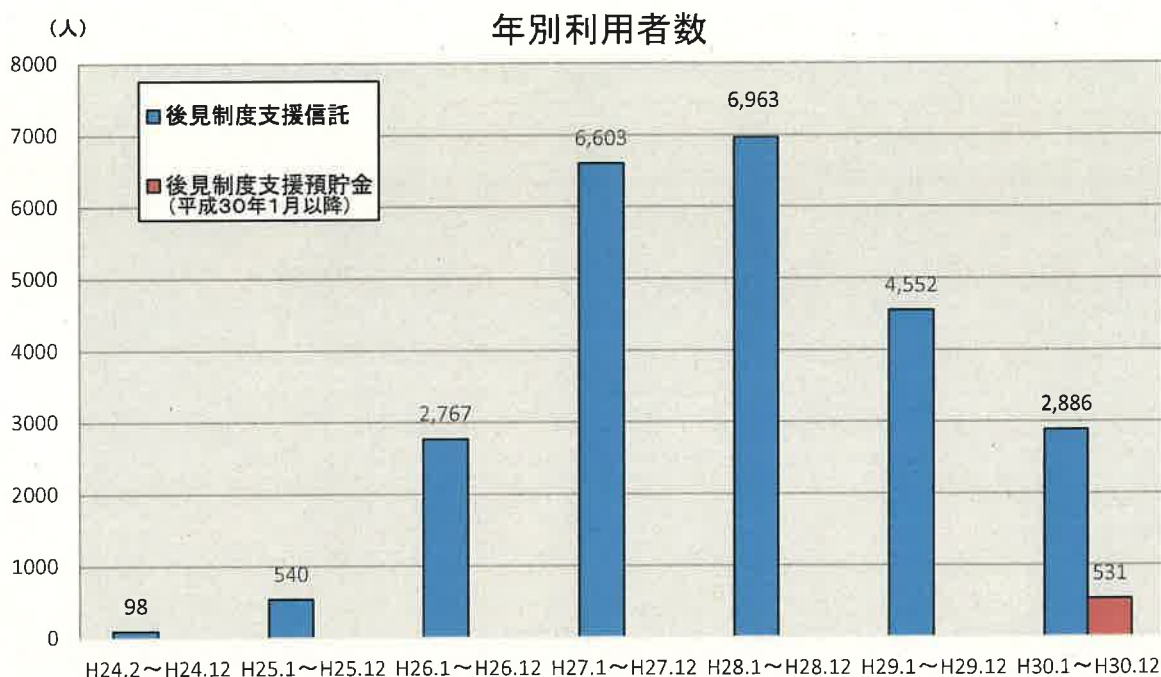
## 目 次

1	後見制度支援信託等の利用実績……………	1
	（資料1）利用者数の推移	
	（資料2）信託及び預入れ財産額の推移	
2	後見制度支援信託等の利用者における事件類型等……………	3
	（資料3）事件類型の推移	
3	一時金交付の状況……………	4
	（資料4）一時金の交付を受けるために必要な指示書を発行した件数	
	（資料5）一時金交付の請求額別割合	
	（資料6）報告書の提出から指示書発行までの期間別割合	
	（資料7）一時金交付の請求理由別件数	

## 1 後見制度支援信託等の利用実績（資料1, 2）

- 平成30年1月から12月までの1年間に、後見制度支援信託が利用された（後見人が代理して信託契約を締結した）成年被後見人及び未成年被後見人の数は2,886人、信託財産額は約1059億2700万円であり、信託財産額の平均は約3670万円となっている。
- 平成30年1月から12月までの1年間に、後見制度支援預貯金が利用された（後見人が代理して預貯金契約を締結した）成年被後見人及び未成年被後見人の数は531人、預入れ財産額は約130億3300万円であり、預入れ財産額の平均は約2450万円となっている。
- 平成24年2月から平成30年12月までに後見制度支援信託等が利用された成年被後見人及び未成年被後見人の数の累計は24,919人、信託及び預入れ財産額の累計は約8185億7000万円となっている。

（資料1）利用者数の推移



【参考】累計利用者数

	H24.2~H24.12	~H25.12	~H26.12	~H27.12	~H28.12	~H29.12	~H30.12
後見制度支援信託	98	638	3,405	10,008	16,971	21,523	24,409
後見制度支援預貯金							531

（注1）同一の成年被後見人又は未成年被後見人が、同時期に信託契約及び預貯金契約を締結した場合は、そのいずれについても利用者として計算している。そのため、後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の各利用者数の合計は、後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の累計利用者数とは一致しない。

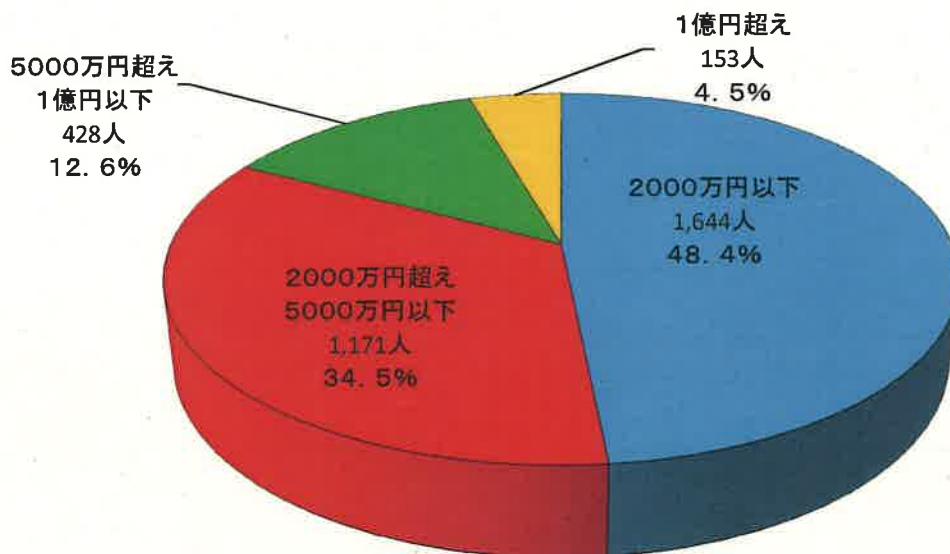
（注2）同一の成年被後見人又は未成年被後見人が、信託契約又は預貯金契約を締結した後に追加して信託契約又は預貯金契約を締結した場合は、先の契約の利用者としてのみ計算している。

(資料2) 信託及び預入れ財産額の推移 (後見制度支援信託と後見制度支援預貯金との合計額)

	H24.2～H24.12	H25.1～H25.12	H26.1～H26.12	H27.1～H27.12	H28.1～H28.12	H29.1～H29.12	H30.1～H30.12
年別 信託及び預入れ 財産額	約42億6600万円	約201億4900万円	約1010億3700万円	約2120億7800万円	約2152億9500万円	約1467億8400万円	約1189億6000万円
累計 信託及び預入れ 財産額	約42億6600万円	約244億1500万円	約1254億5200万円	約3375億3000万円	約5528億2500万円	約6996億1000万円	約8185億7000万円

【参考】 信託及び預入れ財産額の分布 (後見制度支援信託と後見制度支援預貯金との合計額)

(※ H30.1～H30.12)



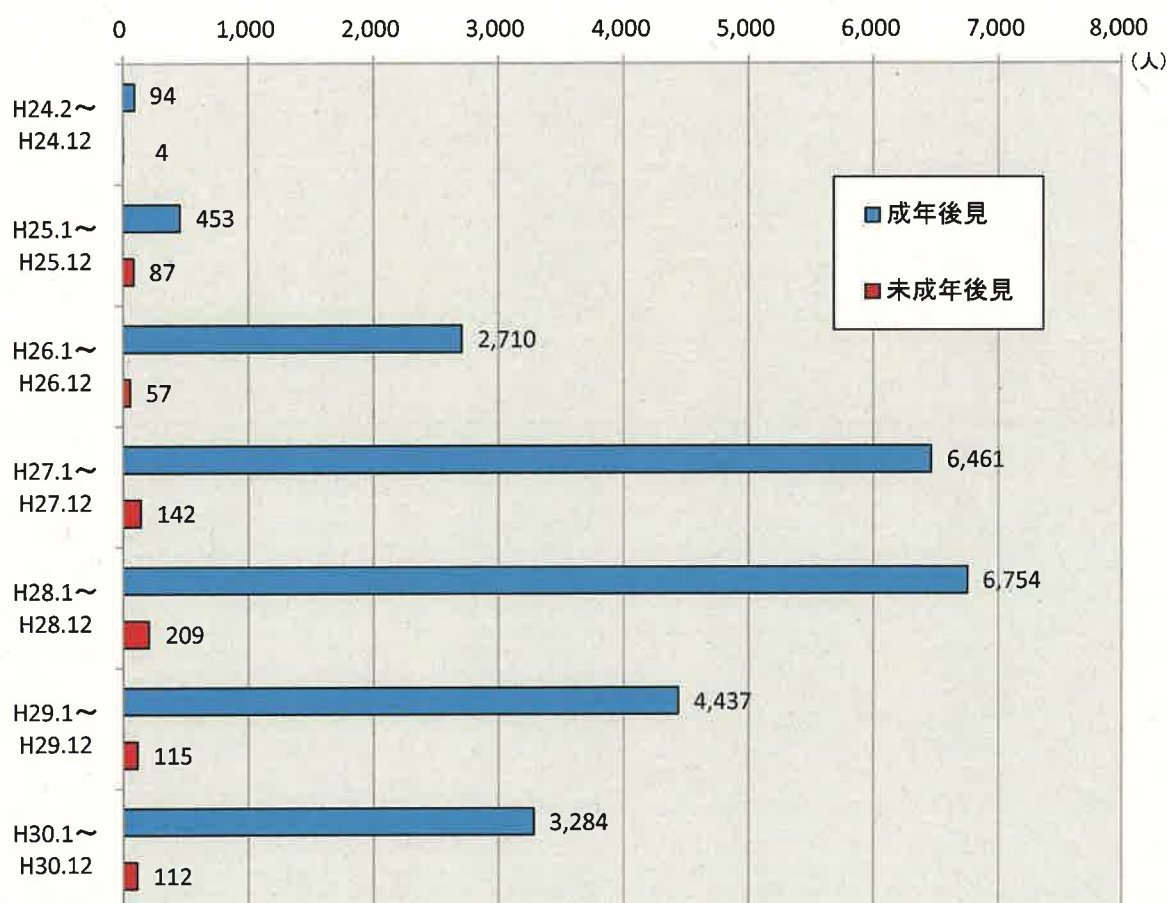
(注) 信託及び預入れ財産額は、信託契約又は預貯金契約の締結時に信託又は預入れがされた金銭財産額を累計した数値(100万円未満を四捨五入)であり、各時点における信託及び預入れ財産額の残高とは一致しない。



## 2 後見制度支援信託等の利用者における事件類型等（資料3）

- 平成30年1月から12月までの1年間に、後見制度支援信託等を利用した成年後見（禁治産を含む。）の利用者数は3,284人（新規開始事案：1,234人、管理継続中事案：2,050人）、未成年後見の利用者数は112人（新規開始事案：24人、管理継続中事案：88人）となっている。

（資料3）事件類型の推移（後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の利用者数の合計）



【参考】新規開始事案と管理継続中事案の推移（後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の利用者数の合計）

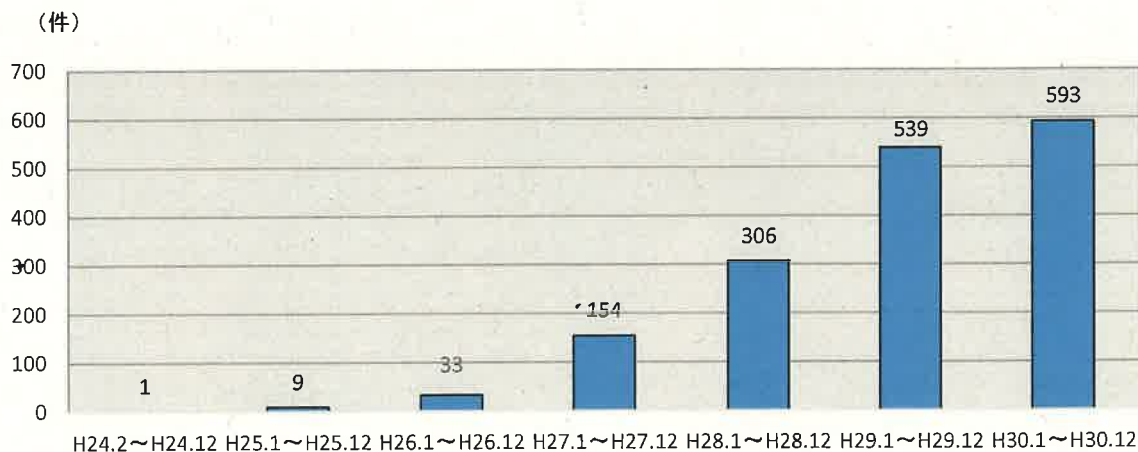
		H24.2~H24.12	H25.1~H25.12	H26.1~H26.12	H27.1~H27.12	H28.1~H28.12	H29.1~H29.12	H30.1~H30.12
成年後見	新規開始	94人	262人	719人	1,366人	1,543人	1,476人	1,234人
	管理継続中	0人	191人	1,991人	5,095人	5,211人	2,961人	2,050人
未成年後見	新規開始	4人	17人	15人	28人	47人	44人	24人
	管理継続中	0人	70人	42人	114人	162人	71人	88人

（注）「新規開始」とは後見開始時又は未成年後見人選任時において後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用が検討され、信託契約又は預貯金契約が締結された事案であり、「管理継続中」とは「新規開始」を除く事案である。

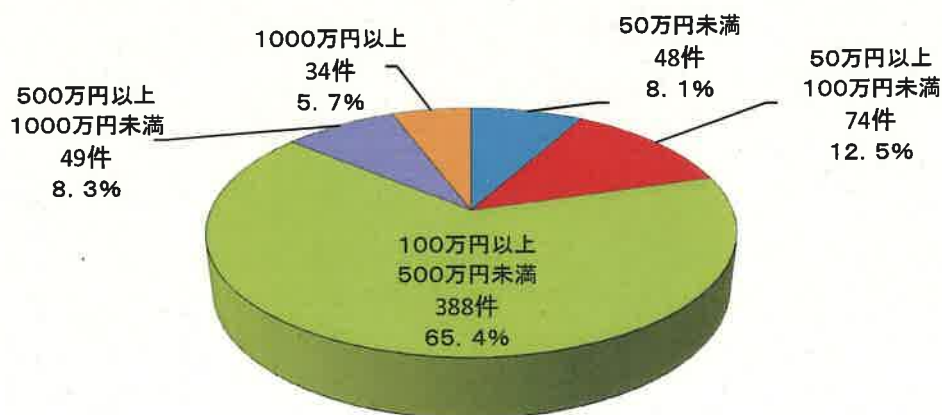
### 3 一時金交付の状況（資料4, 5, 6, 7）

- 後見制度支援信託等が利用された事案において、平成30年1月から12月までの1年間に、家庭裁判所が後見人に対し、一時金の交付を受ける（金融機関から信託又は預入れ財産の一部について払戻しを受ける）ために必要な指示書を発行した合計件数は、593件（後見制度支援信託については573件、後見制度支援預貯金については20件）であった。
- 上記合計件数のうち、後見人が請求した一時金交付金の額については、100万円以上500万円未満が約65.4%と最も多くなっている。また、後見人が家庭裁判所に一時金の交付を求める報告書を提出してから、家庭裁判所が指示書を発行するまでに要した期間については、即日又は翌日に発行されたものが約46.9%、7日以内に発行されたものが約86.2%となっている。
- 一時金交付の請求理由としては、「被後見人等の生活費・学費」が最も多くなっている。

（資料4）一時金の交付を受けるために必要な指示書を発行した件数（※H24.2～H30.12）

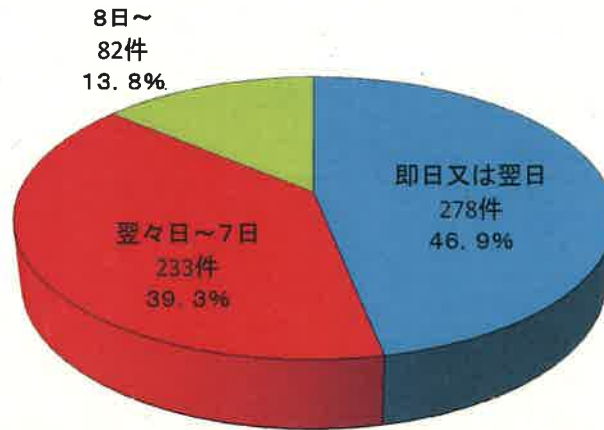


（資料5）一時金交付の請求額別割合（※H30.1～H30.12）

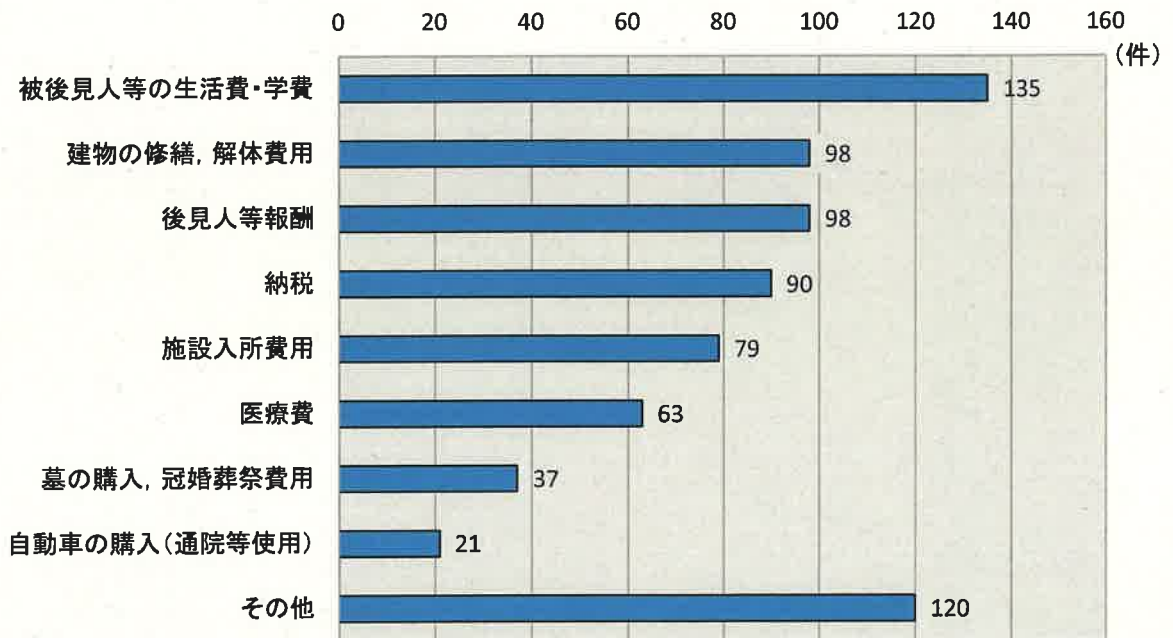




(資料6) 報告書の提出から指示書発行までの期間別割合 (※H30.1~H30.12)



(資料7) 一時金交付の請求理由別件数 (※H30.1~H30.12)



(注1) 同一の成年被後見人又は未成年被後見人について複数の指示書が発行される場合があるため、指示書の発行件数と一時金の交付を受けた成年被後見人又は未成年被後見人の数とは一致しない。

(注2) 一時金交付の請求理由は複数の場合があるため、理由の件数と指示書の発行件数とは一致しない。

(注3) 一時金交付の請求理由の「その他」には、債務の弁済や訴訟手続準備などが含まれる。